（令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為）

第四十三条の七　令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～二十五　（略）

（遊休土地である旨の通知）

第四十三条の十二　法第五十八条の七第一項の規定による通知は、別記様式第十一の四による通知書により行うものとする。

（遊休土地に係る計画の届出）

第四十三条の十三　法第五十八条の八の規定による届出は、別記様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

別記様式第十一の四（第四十三条の十二関係）

遊休土地通知書

（略）

都市計画法第58条の７第１項の規定に基づき、下記の土地を遊休土地と認定したので通知します。

なお、同法第58条の８の規定により、この通知があつた日の翌日から起算して６週間以内に、遊休土地に係る利用又は処分に関する計画を届け出なければならないことになつています。

（略）

別記様式第十一の五（第四十三条の十三関係）

計画届出書

（略）

都市計画法第58条の８の規定に基づき、遊休土地の利用又は処分に関する計画について、下記のとおり届け出ます。

（略）

（建築基準法施行規則の一部改正）

第三条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の	（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の